

令和6年度政策提言
検証評価

令和8年3月

川 西 町 議 会

「令和6年度政策提言」の検証評価について

地方分権が一層進む中、自治体には自己決定、自己責任が求められ、まちづくりを進めるにあたって、政策決定過程での町民参加が不可欠となっています。

また、地方自治における二元代表制の一翼を担う議会が、町政の監視牽制に加えて、政策提言を行うことが、町政の発展、町民の福祉向上にとって極めて重要といわれています。

本議会は、地方自治の本旨に基づく議会運営の基本原則を定めた議会基本条例を平成25年5月制定・施行しました。基本条例には、大きな柱として「町民参加の拡大」「政策提言」の二つを掲げました。この目的を具現化するために、町民との意見交換会を実施しその意見等を踏まえて、平成26年1月町長に対して初めての政策提言を行い、その実現を求めたところであります。

令和6年8月に10回目となる議会と町民との意見交換会を実施し、それらの意見を踏まえながら、提言をまとめ総務文教・産業厚生両常任委員会で課題とされてきた項目について、10月に第12回目となる政策提言を実施いたしました。

政策提言は、提言のみではなく、その後、執行当局が提言をどう受け止め、どう施策に反映させたか、1年後に検証評価を行うことにしており、議会ではこのたび令和6年度政策提言の検証評価を実施いたしました。

検証評価の手順は、まず回答後の1年間の取り組み、進捗状況を常任委員会ごとに調査し、各委員が5段階の点検評価を行い、その平均点を評価といたしました。

評価の基準は別紙のとおりです。

なお、この検証評価の時期は、進捗状況を聴取した令和8年2月上旬であり、その後に進展した事業もありますが、その時点での評価としました。

このたび実施した検証評価は、提言が長期に及ぶ内容もあることから、短期間での評価は難しい点もありましたが、執行当局には1年間の取り組みの検証評価であることを認識いただき、さらなる施策反映に努力されますよう望みます。

令和8年3月23日

川西町長 茂 木 晶 殿

川西町議会議長 鈴木 幸 廣

- 政策提言の実施状況と成果について、内部による点検評価を「5段階（A、B、C、D、E）」で行う

	検証評価の基準	評点	平均点
A	必要な取組みを着実に実施、その結果、目標達成ないしほぼ達成	5	4.5以上
B	必要な取組みを着実に実施、その結果、達成に向けて具体的成果が見られる	4	3.5以上
C	必要な取組みを概ね実施、その結果、一定の成果が見られ始めている	3	2.5以上
D	必要な取組みに着手しているものの、目標達成までには、なお課題が残されている	2	1.5以上
E	取組みに向けた検討に着手、目標達成に向けた具体的展開が今後の課題である	1	1.4以下

政策提言の項目ごとに、各常任委員会委員が評点をつける。その平均点が4.5以上をAとし、以下表に基づく。

■ 進捗状況の調査

政策提言を行った施策についての調査は、議会基本条例第8条の規定（政策形成過程の説明）にある次の点について執行当局から説明を聴取した。

- 1 政策を必要とする背景
- 2 提案に至るまでの経緯
- 3 町民参加の実施の有無及びその内容
- 4 他の自治体の類似する施策との比較検討
- 5 総合計画における根拠又は位置づけ
- 6 財源
- 7 将来にわたる政策等の効果およびコスト

令和6年度政策提言の検証評価

提言1 地域コミュニティへの支援

1 自治会長の負担軽減を図ること

【政策推進課】

自治会役員の中でも自治会長の業務内容は多岐に渡っているのが現状である。特に大きな負担となっている各種負担金における集金及び広報誌等の各種配布物について見直しを行うべく提言するものである。また、業務内容に見合った報酬額の増額を行うべく提言するものである。

【回答】

自治会長の負担軽減につきましては、関係各課及び関係団体と連携を図りながら、必要に応じて見直しに取り組んでまいります。

自治会長報酬につきましては、町から依頼している自治会長の業務に対してお支払いしているものであり、均等割額に戸数割額を加えた算出方法により積算しておりますが、今後、自治会長の負担軽減とあわせて検討してまいります。

・進捗状況について（令和8年1月現在）

自治会長の負担軽減につきましては、令和6年度において自治会長153名を対象に折込物に関するアンケート調査を実施したところです。町報の折込物には、町からの連絡のほか、各地区交流センターをはじめ、学校や町内の各種団体からのチラシ等が、多い月で15種類ぐらいになる状況から、負担軽減の要望をいただいているところです。

これを受け、折込物を減らすため、各種団体と調整し折込基準を策定中であり、長期的にはDXの推進を図り紙ベースの折込物を徐々に減らし、電子的な情報提供や管理を進めることで、自治会長の負担軽減を図りたいと考えております。なお、その推進については町民のデジタルリテラシーの向上も必要なことから、丁寧に対応してまいります。

また、集金につきましても、町からの依頼のほか、各種団体や個々の自治会運営に必要な集金もあるなど多岐にわたっております。町や各種団体への納入は金融機関へ直接納入やその際の手数料も減免するなど負担軽減に努めているところです。

自治会長報酬につきましては、折込物や集金の軽減と合わせ、適正な報酬について引き続き検討してまいります。

・ 総合計画における根拠又は位置付け

分野別目標：2 「楽しい」まちをつくる

施策の柱：1 地域を支える自立したコミュニティづくり

施策：2 地域コミュニティの維持

・ 財源

一般財源（自治会長報酬）

検証評価【D】

町民への周知方法としては、ある程度紙媒体の活用が不可欠であるが、各種団体と緊密に調整を重ね、可能な限り負担軽減に努められたい。

また、業務内容はもとより、なり手不足の解消を図る一手段として、報酬額の増額について検討を加速すべきである。

令和6年度政策提言の検証評価

提言1 地域コミュニティへの支援

2 自治会の合併に向けた支援体制を構築すること

【政策推進課】

自治会を存続させるための手段として近隣自治会との合併が挙げられるが、方法がわからず自治会だけでは進まないのが現状である。

運営に支障をきたす自治会には、合併の手順等に関するシミュレーションやマニュアルを作成し、積極的な行政支援を行うよう提言するものである。

【回答】

これまでも、人口減少や高齢化により自治会を維持運営することが困難になることから、自治会組織の見直しを図り、近隣自治会と合併した事例がありました。自治会の合併に関し町へ相談いただいた場合には、これまで同様、個別の状況を把握しながら対応してまいります。

・進捗状況について（令和8年1月現在）

自治会の合併に向けた支援体制を構築することについては、町は自治会の自主性を尊重しつつ、人材の育成、多様な住民の参加促進など地域づくりの礎である組織への支援に努めております。ただし、過度な介入は自治の精神を損ねるため、補助的な立場を保ち、地域の実情や歴史的背景を考慮しながら関与することが重要ととらえています。

現在は、合併に関する問い合わせはありませんが、個々の相談等にはこれまで同様、地域の実情や住民意向を把握しながら丁寧に対応を行ってまいります。

・総合計画における根拠又は位置付け

分野別目標：2 「楽しい」まちをつくる

施策の柱：1 地域を支える自立したコミュニティづくり

施策：2 地域コミュニティの維持

・財源

一般財源（自治会長報酬）

検証評価【C】

自治会のあり方については一定の対応がなされ評価できるものの、マニュアルや基準の整備が必要な時期に差し掛かっている。自治会の維持及び合併に関しては、人口減少に伴い、年々組織運営の厳しさが増し、組織力が低下している現状を踏まえ、行政が先導して各地区の経営母体と緊密に連携し、住民の理解と協力を得ながら推進すべきである。

令和6年度政策提言の検証評価

提言2 魅力あるまちづくりの推進

1 移住定住及び関係人口の拡大に向けた取り組みを図ること

【商工観光課】

地域おこし協力隊の有効活用や空き家の有効利用を行うべく提言するものである。

また、移住定住を希望する者や関係人口の拡大に向け、町の情報発信を多角的に行うべく提言するものである。

【回答】

地域おこし協力隊や空き家を有効に利活用するためには、多様な選択肢を準備することが重要と考えます。地域おこし協力隊の「地域定着活動」を新規開拓し、定住、定着を促進する取り組みを進めるとともに、空き家所有者へは「空き家バンク登録」等の情報提供を行い、空き家を活用した定住促進を図り、移住定住、関係人口として選ばれる環境を整えてまいります。

また、これまで、協力隊の募集情報、移住相談フェアの開催情報及び外郭団体が実施する関係人口拡大事業等の開催情報を発信してまいりました。

引き続き、行政及び関係団体が運営するSNSや移住関係情報サイトなど、様々な情報媒体への投稿や記事掲載により、移住検討者の目に留まる機会が増えるよう積極的な情報発信に努めてまいります。

・進捗状況について（令和8年1月現在）

地域おこし協力隊につきましては、令和7年度新たに4名が着任いたしました。中でも空き家、空き店舗などの地域資源の利活用やまちの魅力発信などの活動を通じた地域の活性化を目的とした着任は、町内における従来の活動内容とは異なる取り組みとなっております。

このように、今後も多様な選択肢を設けることで地域おこし協力隊員の積極的な募集を行うとともに、関係各所と連携を図りながら町内への定住、定着につなげてまいります。

また、住居の確保は移住、定住するうえでの大前提であり、町内に専門の不動産業者がない現状において、空き家バンク制度は町内で住居を確保するための重要な制度と捉えております。

今年度においても、移住検討者に対し空き家バンク登録物件の情報提供を行い入居が決定するなど、積極的な活用を図ってまいりました。

今後も引き続き、行政及び関係団体が運営するSNSや移住関係情報サイトなど様々な情報媒体で町の情報発信を行いながら、関係人口の拡大に努めてまいります。

・総合計画における根拠又は位置付け

分野別目標：1 「集まる」まちをつくる

施策の柱：1 未来を担うひとづくり

施策：1 まちづくりを支える人材の確保・育成

分野別目標：2 「楽しい」まちをつくる

施策の柱：2 快適で住みよい環境づくり

施策：1 多様な住宅環境の整備

・財源

移住支援事業費県補助金、一般財源

検証評価【C】

地域おこし協力隊による地域課題の軽減に向けた取り組みは評価できる。今後も、地域の多様な要望に即した地域おこし協力隊の活用について研究すること。

空き家を活用した移住・定住の促進に取り組んできたことは評価できるが、今後は、空き家利活用に関して、財源を含む多様な対策に取り組むべきである。

令和6年度政策提言の検証評価

提言2 魅力あるまちづくりの推進

2 町民の幸福度を上げる取り組みを図ること

【企画財政課】

町民一人ひとりが活躍し楽しめる仕組みづくりとともに、誰ひとり取り残さないきめ細やかな支援が重要である。

各種行事のあり方を検討し、町民主体の取り組みに向けた行政支援を行うべく提言するものである。

また、買い物弱者等への支援充実を図るべく提言するものである。

【回答】

町内で催される各種行事等へは、公益性が認められるものに対し支援させていただいており、今後とも町の趣旨にのっとり、自主的な活動への支援に取り組んでまいります。なお、町が事務局等として参画している行事について、その開催趣旨に立ち返り、本来の実施主体の確立や移行を進めることで、主体性の育成、強化に取り組んでまいります。

このような取り組みを通し、町民一人ひとりが生き生きと活動できる環境を構築することで更なる活性化を図りたいと考えております。

買い物弱者への支援については、町民のさまざまなニーズ、寄せられる生の声を集約し、必要としていらっしゃる方に情報を届け、買い物弱者がなくなるよう生活支援を充実させることはもとより、互助の力を維持しながら安心して暮らせるよう、より有効な方策について研究、検討してまいります。

・進捗状況について（令和8年1月現在）

今年度は、町制70周年の記念事業として公益性が認められる取り組みに対する支援を強化し、町民主体の活動の裾野を拡充いたしました。併せて、町が事務局等として参画する取り組みについては、開催趣旨に立ち返った見直しに着手し、実施主体や役割分担の整理を進めております。引き続き、関係団体と協議のうえ段階的な移行について検討を進めてまいります。

来年度からは第6次川西町総合計画を開始し、その目標達成指標（KGI）として「町民の幸福度向上」を設定いたしました。重点目標には「若者や女性、多様な人々が活躍するまち」を掲げ、町民一人ひとりが自身の思いを形にできる取り組みを行政が後押しすることで、主体性の育成・強化を図ってまいります。

買い物弱者への支援については、町内で利用できる移動販売の情報並びに自宅

に商品を配達してくれるサービスの情報を記載した「生活支援ガイドブック」による情報提供や自宅や指定の場所から目的地まで利用できる「デマンド型乗合交通」により継続して支援に努めております。「デマンド型乗合交通」による支援は、今後の高齢化の進展や生産年齢人口の減少に伴いその重要性はさらに増すものと考えており、現在策定を進めている「(仮称)川西町地域公共交通計画」にて、社会構造の変化に即した機能の充実を図ることとしており、引き続き、買い物弱者への支援に努めていきたいと考えております。

・総合計画における根拠又は位置付け

分野別目標：1「集まる」まちをつくる

施策の柱：4生涯現役で生活できる健康元気づくり

施策：4高齢者福祉の充実

分野別目標：2「楽しい」まちをつくる

施策の柱：4安全で機能的な交通ネットワークづくり

施策：3生活公共交通の確保

・財源

地域内フィーダー系統県交付金、市町村総合交付金、一般財源

検証評価【C】

幸福度には個人差があり、基準の設定が課題であるものの、近隣市町の施策と同等以上を目指しつつ、多くの町民が参画し誰もが活躍できる仕組みづくりを図るとともに、継続的な事業運営のため、今後一層有利な財源確保に努めていただきたい。

また、買い物支援については、町が進めるデマンド型乗合交通の機能拡大とニーズに応じた利用方法の研究に取り組まれることを期待する。

令和6年度政策提言の検証評価

提言3 将来の医療体制づくり

1 医療・介護体制の充実を図ること

【福祉介護課・健康子育て課】

現在、医療・福祉・介護の関係機関の連携は十分とはいえない面もある。地域住民の健康や福祉を守るため、介護や福祉と連携した訪問診療などを実施できる体制の充実を図るべく提言するものである。

【回答】

現在、在宅から医療へつなぐ工夫や在宅で安心して暮らせる工夫を講じております。

入退院時の医療機関と福祉・介護サービスをつなぐ体制づくりは、利用者や家族を取り巻く関係者の連携により対応しております。

また、訪問診療は、現在、町内4か所の診療所で訪問看護ステーションと連携し実施されております。

今後、ますます高齢化が進展することに伴い、誰もが安心して医療を受け、住み続けることができるよう、さらなる訪問診療及び在宅医療体制を推進してまいります。

なお、不安を抱えた町民の窓口となる庁内相談窓口においては、分野を超えた包括的な対応が求められることから、課を横断したケース会議等を重ねながら連携に努めてまいります。

・進捗状況について（令和8年1月現在）

医療・介護体制の充実を図ることにつきましては、在宅医療・介護連携の事業を南陽市東置賜郡医師会に委託して広域的な連携が図られるよう取り組んでいます。入退院調整ルールの実用を図り、在宅で療養する方が安心して生活できるよう支援しています。

また、相談窓口では年々複合的な課題を抱える町民からの相談が増えており、医療・福祉・介護の連携を密にし、課を横断したケース会議を重ね、情報を共有したうえで対応を行っております。

令和7年5月からは医療・介護関係者間の多職種勉強会を開始し、在宅療養を支える連携体制づくりを進めております。今後、川西診療所整備に伴う在宅医療連携機能の拠点化を図り、継続的・包括的支援体制の充実に努めてまいります。

・総合計画における根拠又は位置付け

分野別目標：1 「集まる」まちをつくる

施策の柱：4 生涯現役で生活できる健康元気づくり

施策：2 地域医療の充実／4 高齢者福祉の充実

・財源

地域支援事業交付金

検証評価【C】

町民の複合的な課題が増加する状況を踏まえ、医療・福祉・介護の横断的支援が連携して行われていることは評価できる。今後さらに、継続的かつ包括的な支援体制の充実に向けて努力すること。

令和6年度政策提言の検証評価

提言3 将来の医療体制づくり

2 公立置賜川西診療所の整備方針を整えること

【健康子育て課】

公立置賜川西診療所は老朽化が著しいことから、早期の整備が必要である。整備にあたっては、町民負担が少ないものとなり、将来の住民サービスに支障を来さぬよう提言するものである。

【回答】

川西診療所は、平成12年11月、公立置賜総合病院の開院と同時にサテライト医療施設となり、旧川西町立病院を活用してより身近な地域で初期診療や慢性期医療を提供する無床診療所として開所し現在に至っております。

このような中、地域医療を取り巻く環境は著しく変化しており、急速な少子高齢化の進展による人口減少の中で、持続可能な地域医療を提供する施策の展開が必要と考えております。

川西診療所は建築基準法改正前の建物であり、建設から57年が経過し、老朽化が著しいことから、整備基本構想・基本計画の策定に取り組んでいるところです。施設の整備にあたっては、川西診療所の安定した経営に資する医療機能及び施設機能の充実とあわせて、将来負担の低減を見据えた整備を図ってまいります。

・進捗状況について（令和8年1月現在）

公立置賜川西診療所の整備につきましては、令和7年9月に策定した「公立置賜川西診療所施設整備基本構想・基本計画」に基づき「町民の生命を守る拠点」として、整備実施主体である置賜広域病院企業団との連携により令和9年度末の整備完了を目指してまいります。

また、整備事業費については、初期費用、運用、保守費用等を含めたトータルコストで評価し、経費圧縮に努め、持続可能な医療の提供を担保する診療所の整備を推進してまいります。

・総合計画における根拠又は位置付け

視 点：1 「ひとつづくり」

分野別目標：1 「集まる」まちをつくる

施策の柱：4 生涯現役で生活できる健康元気づくり

施策：2 地域医療の充実

・財源

都市構造再編集中支援事業

起債（過疎債、病院事業債）

検証評価【B】

整備方針として、公立置賜川西診療所施設整備基本構想・基本計画が明確に示されたことは一定の評価ができる。

なお、川西診療所は、身近な地域において初期診療や慢性期医療を提供する役割を果たしてきており、川西診療所の安定した経営に資するため、医療機能及び施設機能の充実を図るとともに、将来の負担低減を見据えた整備を行うこと。

令和6年度政策提言の検証評価

提言4 子育て世代への支援拡充

- 1 保護者負担が生じないように、保育料の完全無償化に向け対応すること。

【健康子育て課】

全所得階層の世帯を対象に無償化とし、本町の子育て世代へ支援を拡充すべく提言するものである。

【回答】

保育料については、令和4年度から山形県による段階的負担軽減事業に併せ、町で上乘せして保育料の軽減を行っております。今年度は、保育認定多子カウントを小学校就学前から18歳までに拡大し、第2子以降のお子さんをもつ保護者の負担軽減を図っております。

令和7年度以降については、国県の動向を注視しつつ、子育て中の保護者への更なる支援拡充に向け、引き続き検討を進めてまいります。

・進捗状況について（令和8年1月現在）

保育料無償化につきましては、山形県では令和7年度より0歳から2歳児の保育料について国基準の「所得階層8区分」のうち第5階層（町民税所得割169,000円未満）の世帯の保育料の一部負担軽減を実施しており、本町も県と連携しながら同等の負担軽減を実施しております。

今後も、子育て環境の充実のための支援について検討を進めてまいります。

・総合計画における根拠又は位置付け

分野別目標：1 「集まる」まちをつくる

施策の柱：3 子どもが夢を持ち健やかに育つ環境づくり

施策：1 子育て環境の充実

・財源

保育料無償化に向けた段階的負担軽減交付金

検証評価【C】

県の保育料一部負担軽減の実施に合わせて、本町も同等の負担軽減を実施しているが、引き続き全階層の保育料完全無償化に向けた取り組みを推進すること。